

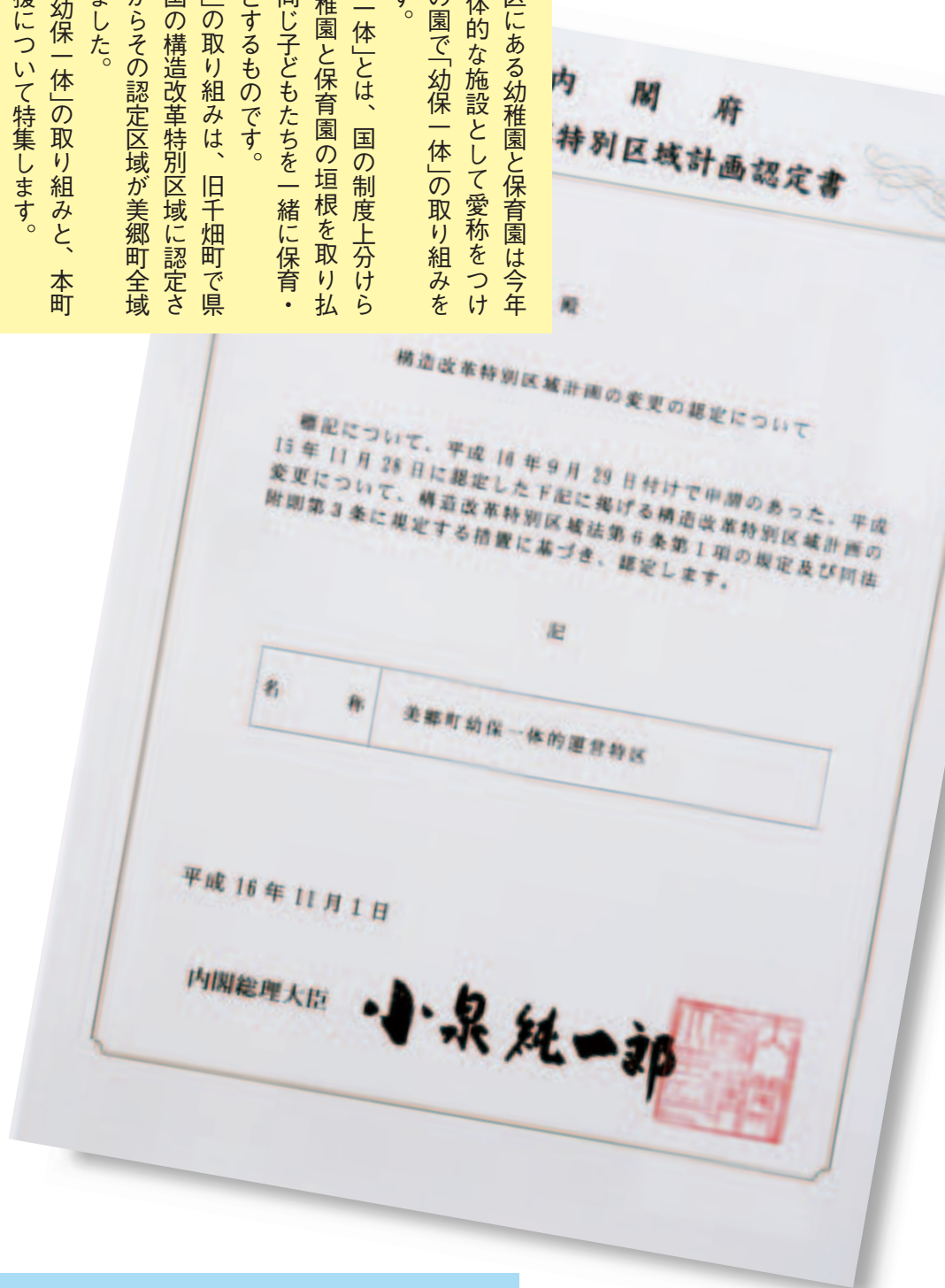
「幼保一体特区」が全町に拡大 子育て支援もさらに充実

町内三地区にある幼稚園と保育園は今年度から、一体的な施設として愛称をつけて、すべての園で「幼保一体」の取り組みを行っています。

この「幼保一体」とは、国の制度上分けられていた幼稚園と保育園の垣根を取り払い、年齢の同じ子どもたちと一緒に保育・教育しようとするものです。

「幼保一体」の取り組みは、旧千畑町で県内で初めて国の構造改革特別区域に認定され、今年度からその認定区域が美郷町全域に拡大されました。

今回は、「幼保一体」の取り組みと、本町の子育て支援について特集します。



○「構造改革特別区域(特区)」とは

構造改革特別区域(特区)とは、経済・教育・農業・社会福祉などさまざまな分野で、地方自治体や民間事業者などの自発的な立案(提案)によって、地域の特性に応じた規制の緩和や撤廃を、地域を限定して認めることで、特色のあるまちづくりや経済の活性化を図ろうとする制度で、平成14年度から導入されました。





●● 制度上区分される
「幼稚園」と「保育園」

「幼保一体」とは、幼稚園と保育園の一体的運営を略した呼び名です。現在は国の制度上、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省の所管となっており、適用される法律も、幼稚園が学校教育法であるのに対し、保育園は児童福祉法と異なるため、同じ年齢の子どもでも、保育や教育環境が区分されています。(表1を参照)

表1 「幼稚園」と「保育園」の制度上の違い

幼稚園	項目	保育園
文部科学省	管轄	厚生労働省
学校教育法に基づく教育機関	法律等	児童福祉法に基づく児童福祉施設
満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児(学校教育法第80条)	入園基準	乳児(1歳未満)と幼児(1歳から小学校就学の始期まで) (児童福祉法第4条、第39条)
幼稚園教育要領	保育・教育内容	保育所保育指針
標準4時間	保育・教育時間	原則8時間
39週以上 (学校教育法施行規則第77条)	年間の 保育・教育日数	規定なし
「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」 (学校教育法第77条)	目的	「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」(児童福祉法第39条)

●● 少子化が進み
幼児同士の交流機会が減少

しかし、少子化が進む現代では、地域内の幼児同士のふれあいや交流の機会が年々減少してきており、豊

かな人間性や社会性を育てることが難しくなっています。本町でも、出生数は毎年減少しており、今後も減少を続けることが見込まれています。(表2を参照)

表2 人口等と保育園児・幼稚園児数の推移と見込み

